



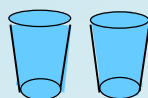
令和6年8月号

班回覧

ひゅうが上下水道かわら版

～安心安全な水をお届けするために～

水道水の品質管理



わたしたちが毎日使用している「水道」は、生活に欠かせない大切な資源です。水道課では、常に良好な水質が保たれるように管理しています。

水道水は、水道法に基づく水質基準を適合することが求められており、水源から各家庭に至るまで水質管理を行うことで、安全でおいしい水を常に提供できるよう努めています。

水質検査項目

水道法では、一般細菌・大腸菌などの健康関連（31項目）とpH値・濁度などの生活支障関連（20項目）の合計51項目の水質基準が定められています。

厳しい基準をクリアした水道水をみなさんの元へお届けしています。



毎日検査の様子

～権現原浄水場～



災害に備えよう

地震や台風などの大規模な自然災害によって水道施設が被害を受けた場合、水道水の出が悪くなったり、断水したりする可能性があります。

ご家庭でもいざという時に困らないよう、日頃から災害に対しての備えを確認してみましょう。



日向市では、災害に備えて3.8tの水を運搬できる給水車や避難所等に設置する1tの給水タンク、6ℓの水が入る給水バック等を所有しています。

○飲み水の備蓄

1人あたり1日に必要な飲料水の目安は3リットルで、3日分が備蓄の目安とされています。万一の事態に備えて、普段から飲料水の備蓄を心がけましょう。

○残り湯は生活用水へ

災害時には飲料水のほかに掃除や洗濯、トイレの排水などの生活用水も必要です。お風呂の残り湯を、生活用水として再利用することもできます。